

平成 20 年 11 月 14 日

各位

大阪市中央区瓦町三丁目 5 番 7 号  
株式会社アドバンスクリエイト  
代表取締役社長 濱田 佳治  
(コード番号 8798)  
(連絡先) 取締役常務執行役員経営管理本部長 村上 浩一  
電話 06-6204-1193

「資本準備金の額の減少び剰余金の処分」及び「定款の一部変更」  
に関するお知らせ

当社は、平成 20 年 11 月 14 日開催の取締役会において、平成 20 年 12 月 19 日に開催を予定している第 13 回定時株主総会に、下記のとおり「資本準備金の額の減少及び剰余金の処分」及び「定款の一部変更」について付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

I 資本準備金の額の減少及び剰余金の処分の件

1. 資本準備金の額の減少の目的及び内容

当社は、第 13 期に欠損金を計上いたしましたので会社法第 448 条第 1 項の規定に基づき、資本準備金の全額を取り崩し、繰越損失の補填に充当いたします。

(1) 減少する資本準備金の額

資本準備金 317,892,650 円の全額を取り崩してその他資本剰余金に振替え、全額を欠損の補填に充当いたします。

(2) 資本準備金の額の減少の日程（予定）

- |             |                   |
|-------------|-------------------|
| (1) 取締役会決議日 | 平成 20 年 11 月 14 日 |
| (2) 株主総会決議日 | 平成 20 年 12 月 19 日 |
| (3) 効力発生日   | 平成 20 年 12 月 19 日 |

2. 剰余金処分の目的及び内容

上記に併せ会社法第 452 条の規定に基づき、以下のとおり、その他資本剰余金及び別途積立金の額を減少させて繰越利益剰余金を増加させ、損失の処理に充当いたします。

(1) 減少する剰余金の項目及び額

その他資本剰余金	328,062,401 円
別途積立金	100,000,000 円

(2) 増加する剰余金の項目及び額

繰越利益剰余金	428,062,401 円
---------	---------------

(3) 剰余金処分の効力発生日

平成 20 年 12 月 19 日

3. 今後の見通し

今回の資本準備金の額の減少及び剰余金の処分は、「純資産の部」の勘定の振替処分であり、当社の純資産額の変動はなく、本件が当社の業績に与える影響はございません。

(注) 上記の内容につきましては、平成 20 年 12 月 19 日開催予定の第 13 回定時株主総会において、承認可決されることを条件といたします。

II 定款の一部変更の件

1 変更の理由

機動的な資本政策及び配当政策を行うため、剰余金の配当等を取締役会決議により行うことが可能となるよう関連規定の変更及び新設をするものであります。(変更議案第 43 条、第 44 条)

2 変更の内容

変更内容は次のとおりであります。

(下線は変更箇所を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第 7 章 計 算	第 7 章 計 算
第 42 条 (条文省略)	第 42 条 (現行どおり)
(新 設)	(剰余金の配当等の決定機関)
	第 43 条 当社は、剰余金の配当等会社法第 459 条第 1 項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める。
(新 設)	(剰余金の配当の基準日)
	第 44 条 当社の期末配当の基準日は、毎年 9 月 30 日とする。
	2. 当社の中間配当の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。
	3. 前 2 項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。
(期末配当の基準日)	(削 除)
第 43 条 当社の期末配当の基準日は、毎年 9 月 30 日とする。	
2. 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当を行うことができる。	
(中間配当)	(削 除)
第 44 条 当社は、取締役会の決議によって、毎年 3 月 31 日を基準日として中間配当をすることができる。	

3 定款の一部変更の日程 (予定)

(1) 取締役会決議日	平成 20 年 11 月 14 日
(2) 株主総会決議日	平成 20 年 12 月 19 日
(3) 効力発生日	平成 20 年 12 月 19 日